

第3次小矢部市行財政改革大綱

平成31年3月

小 矢 部 市

目 次

第 1	これまでの取組みと新たな行財政改革の必要性	
1	これまでの行財政改革の取組み	… 1
2	小矢部市を取り巻く社会状況・今後の課題	… 2
3	新たな行財政改革の必要性	… 11
第 2	第 3 次行財政改革の基本理念と基本目標等	
1	基本理念	… 12
2	基本目標	… 12
3	実施期間	… 13
第 3	行財政改革の推進体制と進行管理	
1	推進体制	… 14
2	進行管理（進捗状況等の公表）	… 14

第1 これまでの行財政改革の取組みと新たな行財政改革の必要性

1 これまでの行財政改革の取組み

行財政改革は、不断に取り組むべき重要な課題です。本市では、これまでも常に事務事業等の改善に努める中、昭和60年度、平成8年度の「行政改革大綱」の策定に始まり、国の三位一体改革が打ち出された平成16年度に「行財政改革大綱」（平成17～26年度）を、平成26年度に「新行財政改革大綱」（平成27～30年度）を策定し、時代の変化に対応した様々な改革を実施してきました。

(1) 行財政改革大綱（平成17～26年度）

当時の推計によれば、平成16年度の各事業の支出をそのまま続け、職員数(357人)を維持し続けた場合には、平成17年度から平成26年度までの10年間で財源不足額が約150億円に及ぶと見込まれました。しかしながら、様々な改革に着実に取り組んだ結果、約150億円という削減目標額に対し、約144億円（約96%）を削減することができました。

(2) 新行財政改革大綱（平成27～30年度）

平成27年3月の北陸新幹線開業、同年7月の三井アウトレットパーク北陸小矢部のオープン等、本市の新たな飛躍が期待される中、石動駅周辺の整備、アウトレットモールを活かしたまちづくり、社会教育施設等の統合による新施設の整備等に加え、人口減少対策や子育て施策の推進など、早急に取り組むべき多くの重要課題がありました。

このような中、おやべ型1%まちづくり事業を中心とした、市民と行政との協働を推し進める「市民協働の充実・推進」と、市民自らの主体的活動を推し進める「市民が主体のまちづくり」を基本目標に掲げ、様々な改革に取り組みました。

2 小矢部市を取り巻く社会状況・今後の課題

(1) 総人口の減少と少子高齢化の更なる進展

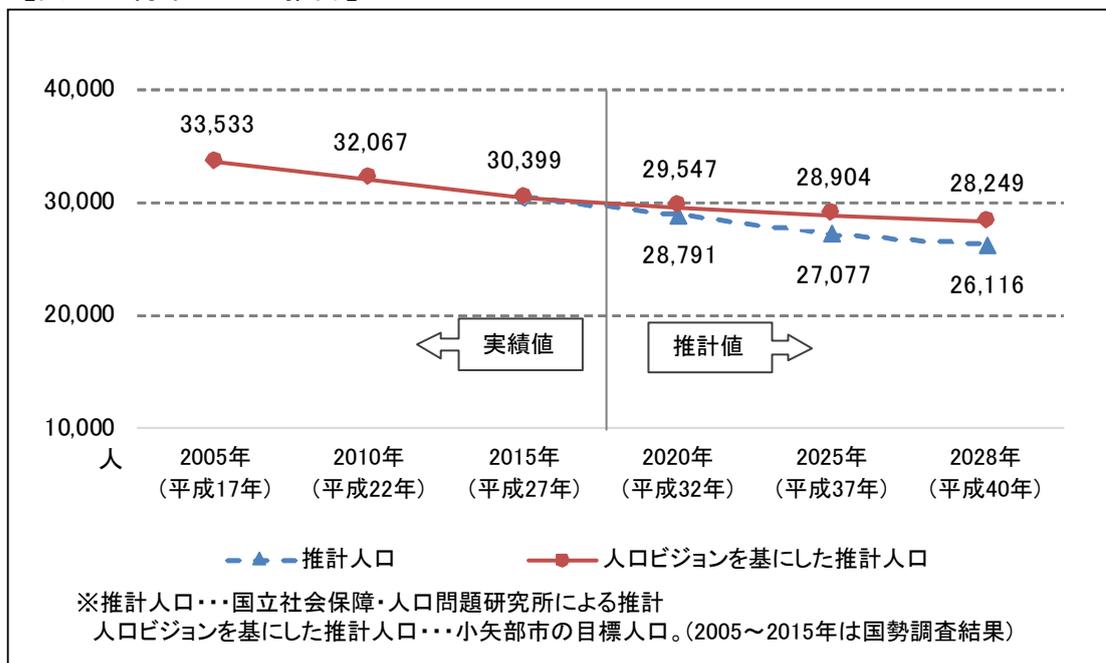
本市の人口は、1986年（昭和61年）の37,055人をピークとして減少を続けており、2015年度（平成27年度）の国勢調査では30,399人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の統計的な人口推計によると、2030年（平成42年）には約26,000人になるとの推計がなされています。

また、総人口に占める65歳以上の人口割合は、2005年（平成17年）に26.5%であったものが、2015年（平成27年）には34.2%まで増加しており、富山県全体の30.5%を上回る高さとなっています。

一方、15歳未満人口の割合は、2005年（平成17年）の12.1%が2015年（平成27年）には10.9%に減少し、富山県全体の12.2%を下回っており、「総人口減少の中での高齢化と少子化の同時進行」という社会現象が本市においても大きな課題となっています。

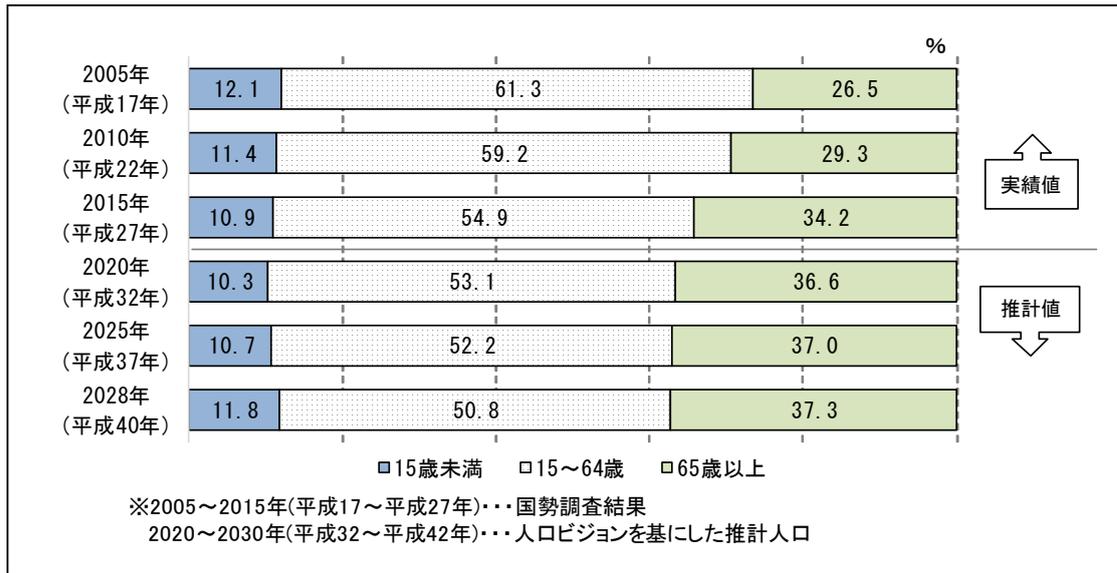
なお、2015年（平成27年）10月に策定した「小矢部市人口ビジョン」においては、若者の定着促進や子育て支援をはじめとする様々な施策を推進し、人口の維持・確保に努めることにより、2030年（平成42年）には総人口を約2万8千人、65歳以上人口の割合を37.3%、15歳未満人口の割合を11.8%とする目標を掲げています。（図1・2参照）

【図1 将来人口の推計】



- (1) 総人口の減少と少子高齢化の更なる進展
- (2) 厳しい財政状況
- ア 市税収入の減少傾向

【図2 年齢3区分別人口割合の推移】



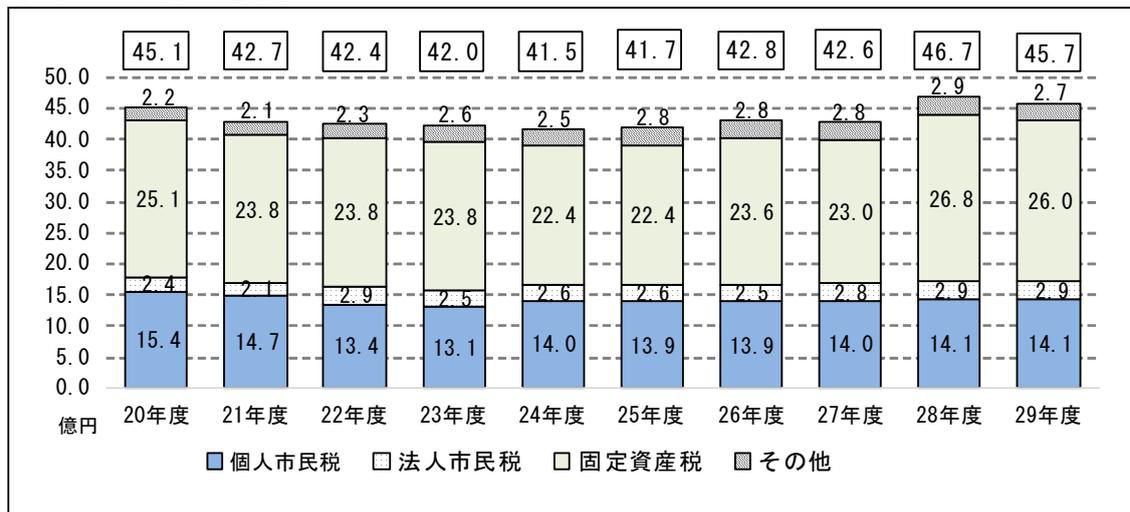
(2) 厳しい財政状況

ア 市税収入の減少傾向

平成 28 年度には、アウトレットモール及び周辺商業施設の開業に伴い、個人市民税及び固定資産税が増加しましたが、その後は、個人市民税にあっては少子高齢化による人口減少等の影響により減少傾向にあり、また、歳入で大きな割合を占める固定資産税にあっては、地価の下落傾向の影響や3年に1度の評価替え等により減少傾向が続くものと思われます。(図3参照)

このような中で、更なる企業誘致の促進や地元商工業の振興、アウトレットモールを活かした地域経済の活性化、人口増加促進策などを進め、税収増加を図ることが大きな課題となっています。

【図3 市税の推移】



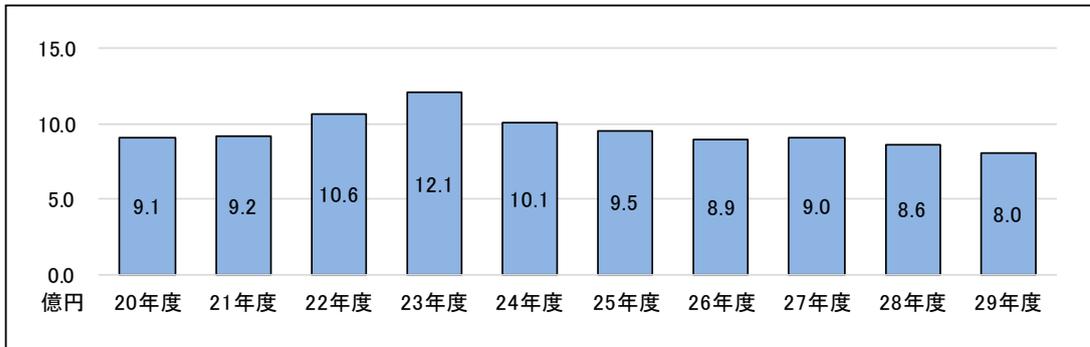
(2) 厳しい財政状況

- イ 財政調整基金の減少
- ウ 義務的経費の増加傾向

イ 財政調整基金の減少

本市の貯金にあたる財政調整基金（一般会計）の残高は、平成 23 年度末には 12 億 1 千万円でしたが、歳入不足を補うための取り崩しにより、平成 29 年度末では約 8 億円となり、平成 30 年度末にはさらに減少する見込みです。（図 4・5 参照）

【図 4 財政調整基金残高の推移】



※ 財政調整基金：年度間の財源の不均衡を調整するための積立金。

【図 5 人口 1 人当たりの基金残高の比較】



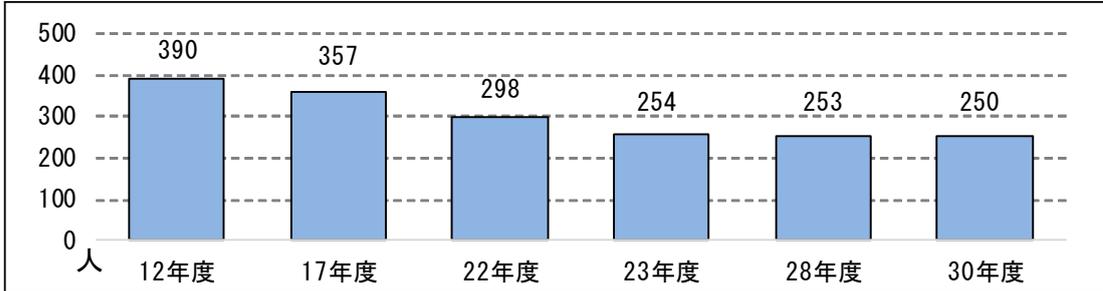
ウ 義務的経費の増加傾向

(7) 人件費

本市の義務的経費のうち人件費については、「行財政改革大綱」及び「新行財政改革大綱」に基づき、公共施設への指定管理者の積極的導入、民営化・民間委託の推進、事務事業の見直しや ICT の活用による効率化等により、縮減に取り組んできました。その結果、平成 17 年度に 357 人であった職員数については、平成 30 年度には 250 人にまで削減（砺波地域消防組合発足に伴う 38 名の転出を含む。）し、人件費総額については、平成 21 年度に 29.3 億円であったものが平成 25 年度には 18.7 億円まで縮減してきました。しかしながら、近年は、複雑多様化する行政ニーズに対応するため、再任用職員や嘱託職員を雇用することにより、人件費総額が増加傾向にあります。行政サービスの低下を招くことなく人件費総額の抑制が図られるよう、適切な職員の定数管理と任用について、慎重な対応が必要な状況となっています。

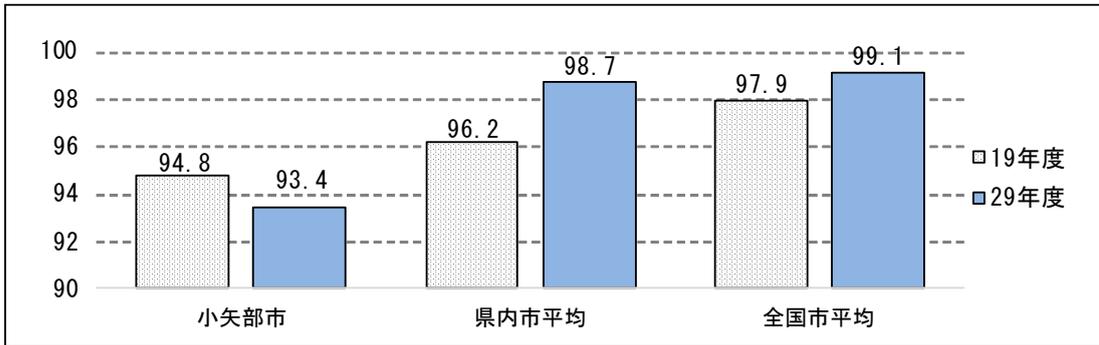
なお、本市のラスパイレス指数は、従来から全国平均・富山県平均に比べ低い状況にあります。（図6～8参照）

【図6 職員数の推移】



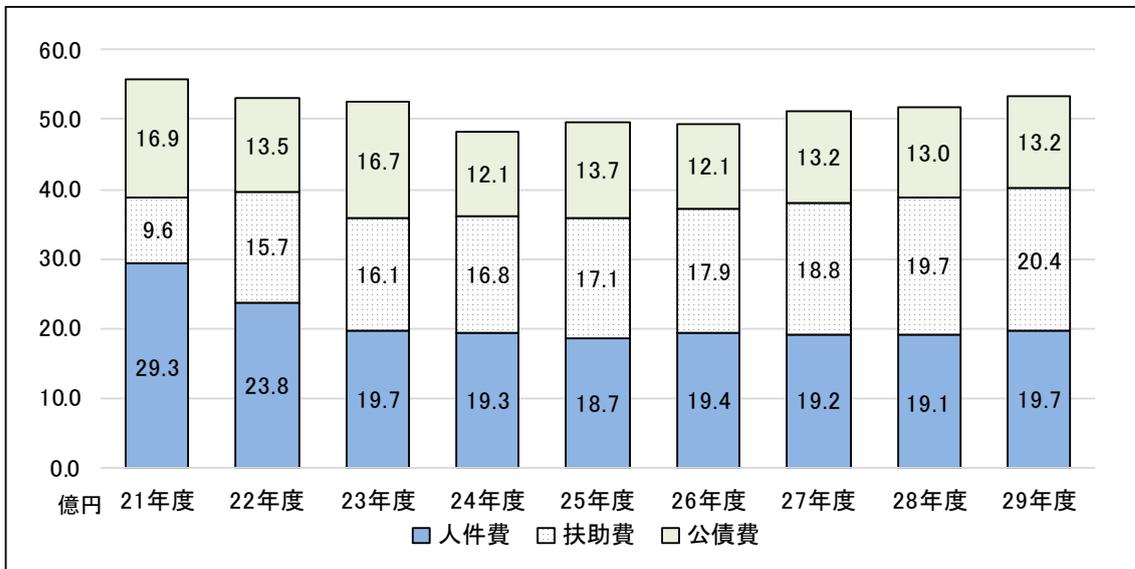
※平成23年度の44人減について、このうち38名は砺波地域消防組合が発足したことにより、本市から同組合へ転出したことに伴うもの。

【図7 ラスパイレス指数の推移】



※ラスパイレス指数：国家公務員の給与水準を100として、当該地方自治体の給与水準を算出したもの。

【図8 義務的経費の推移】



(イ) 扶助費

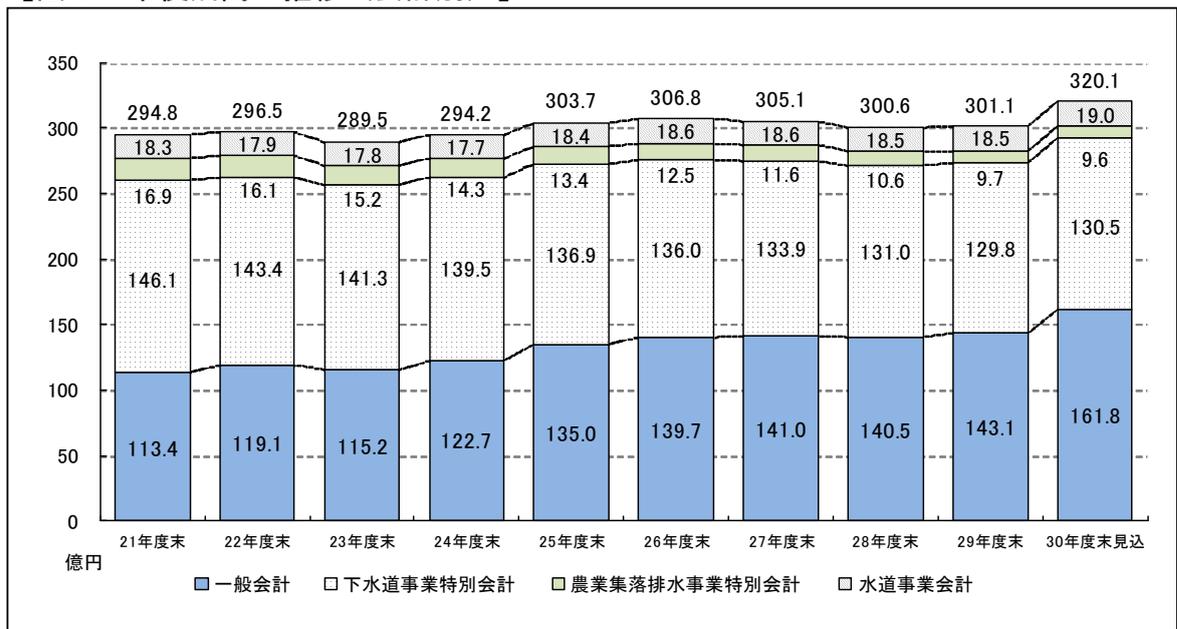
医療費、介護保険給付費等の扶助費は、年々増加しつつあり、平成 21 年度に 9.6 億円であったものが、平成 29 年度には 20.4 億円となり、歳出の 13.6% を占めるに至っています。高齢化の進展に伴い、今後もこの傾向は続くものと推測されます。(図 8 参照)

(ウ) 公債費

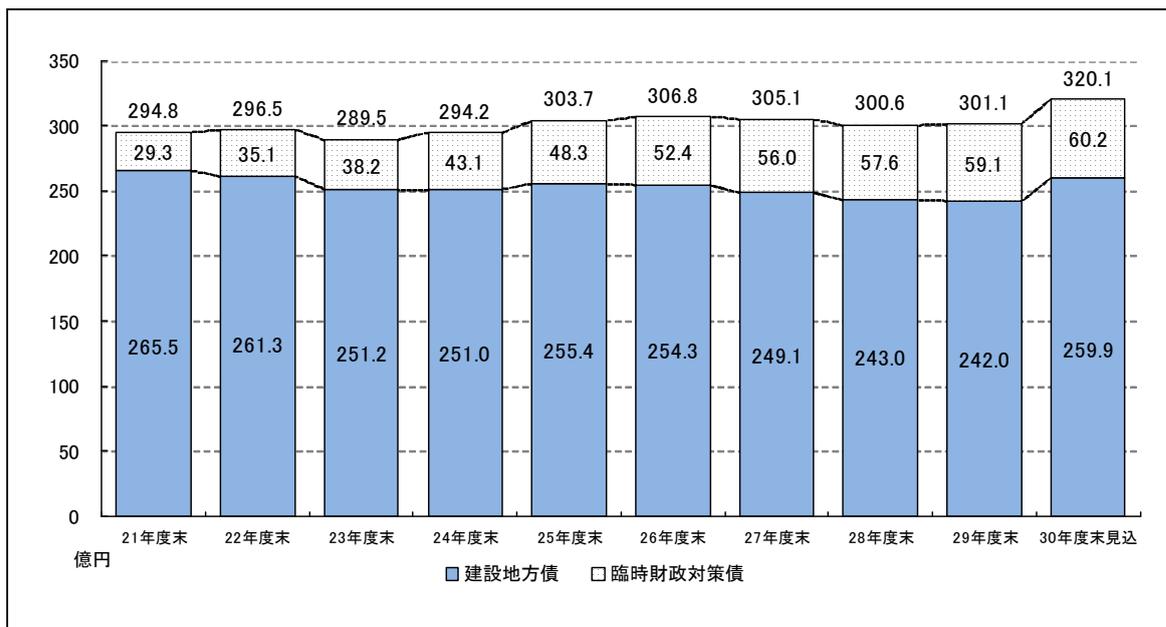
市債の償還金である公債費については、近年の石動駅周辺整備事業、大谷学校区・蟹谷学校区統合こども園整備事業等の大型事業により、市債残高が増加しつつあることから、今後、償還の開始とともに増加するものと見込まれます。(図 9～11 参照)

今後予測されるこのような義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の増加は、財政運営の硬直化を招き、活力あるまちづくりを進めるうえで、大きな制約となることが懸念されます。

【図 9 市債残高の推移（会計別）】

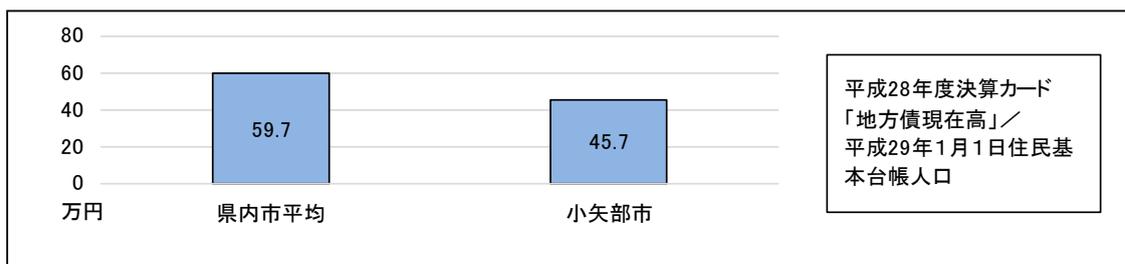


【図 10 市債残高の推移（性質別）】



※性質別に市債残高をみると、臨時財政対策債（地方交付税の財源不足により、本来、地方交付税として交付されるべきものの代替として、地方公共団体自らが借入れることを認められた市債のこと。その償還については、後年度の地方交付税により100%措置される。）の発行額の増により、残高が増えています。

【図 11 人口1人当たりの地方債残高】

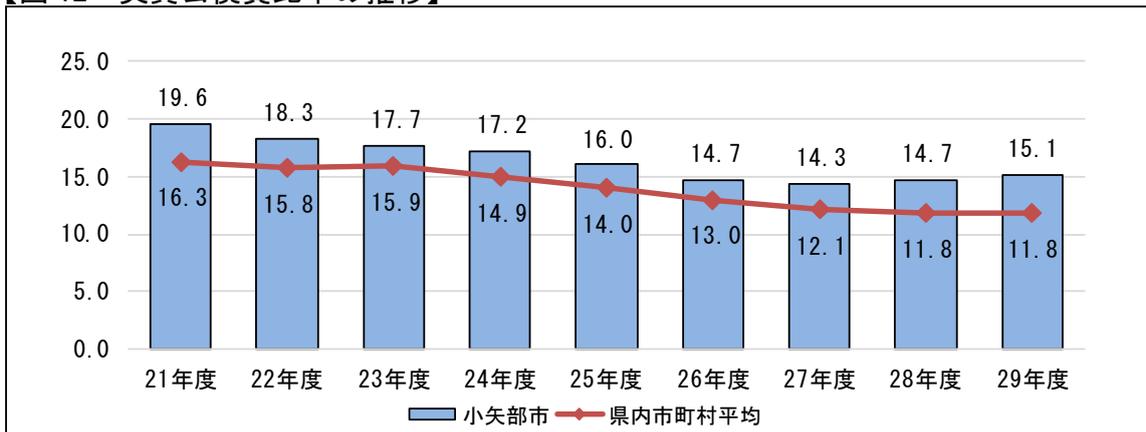


エ 財政指標

(7) 実質公債費比率

本市の実質公債費比率は、平成27年度までは低下していましたが、平成28年度以降は、小学校耐震対策事業等に係る償還が始まったため、上昇傾向にあり、県内10市平均よりも高い水準にあります。（図12参照）

【図 12 実質公債費比率の推移】

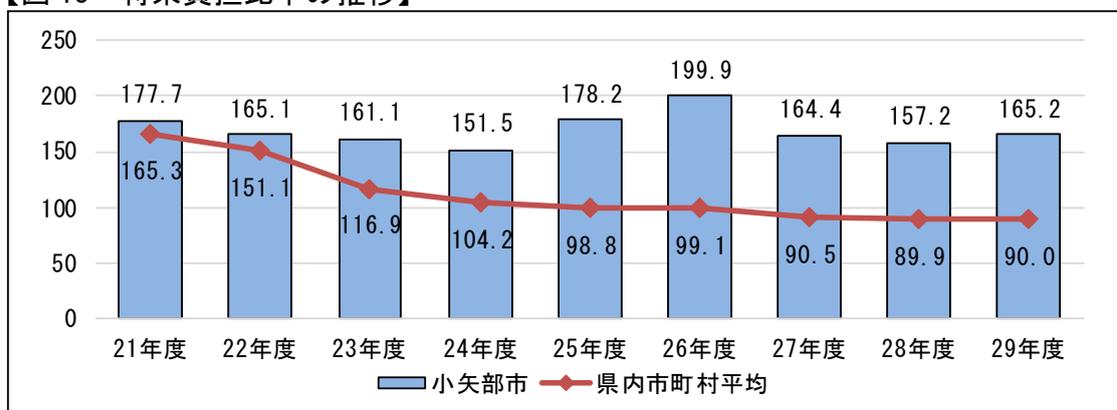


※実質公債費比率：一般会計等が負担する市債に係る元利償還金等を分子とし、標準財政規模を基本とした額を分母として算出する比率。1年間の借入金の返済額の大きさを指標化したものであり、資金繰りの危険度を示す指標ともいえます。18.0%を超えると市債の借入れに県の許可が必要となり、25.0%(早期健全化基準)を超えると市債の借入れに制限がかかります。

(イ) 将来負担比率

本市の将来負担比率は、平成 25・26 年度に東部産業団地造成事業により一時的に上昇しました。今後は、石動駅周辺整備事業や大谷学校区・蟹谷学校区統合こども園整備事業等の大型事業の影響により、本比率は上昇傾向にあります。なお、本市の本比率は、県内 10 市平均よりも高い水準にあります。(図 13 参照)

【図 13 将来負担比率の推移】

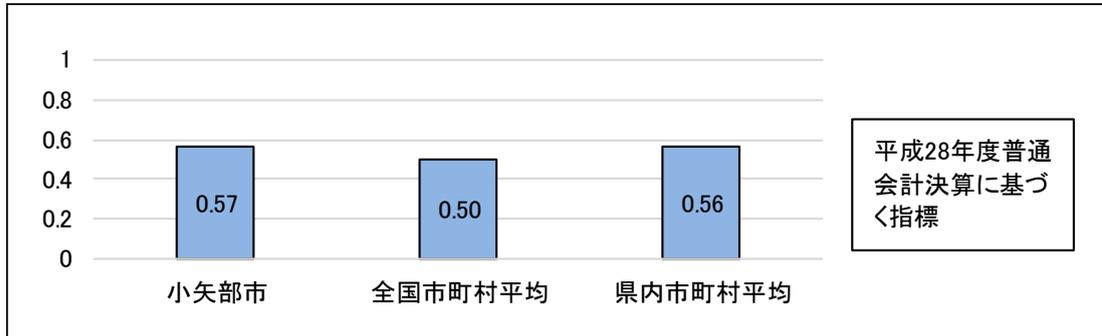


※将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を分子とし、標準財政規模を基本とした額を分母として算出する比率。一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある債務負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率であるともいえます。「早期健全化基準(350.0%)」を超えると「財政健全化計画」を策定し、その内容に沿った財政運営が求められます。

(ウ) 財政力指数

本市の財政力指数は、全国市町村平均を上回っているものの、県内市町村平均とは、ほぼ同水準にあります。（図 14 参照）

【図 14 財政力指数の比較】

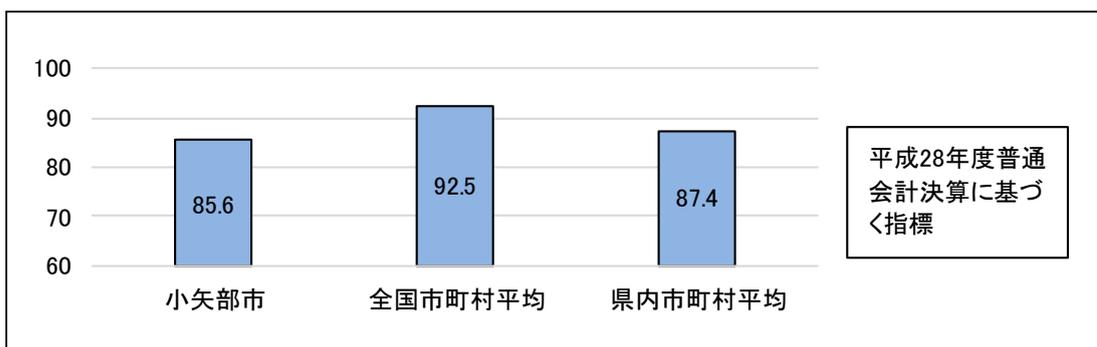


※財政力指数：標準的な行政活動を行うために必要な財政需要額に対する標準的な税収入などの割合を示す数値。この数値が高いほど財源に余裕があるとされています。

(I) 経常収支比率

本市の経常収支比率は、全国市町村平均及び県内市町村平均を下回る数値となっており、他の市町村に比べ、弾力性のある財政状況と言えます。ただし、近年は、数値が悪化傾向にあるため、先述のとおり義務的経費の抑制に努める必要があります。（図 15 参照）

【図 15 経常収支比率の比較】



※経常収支比率：人件費、扶助費及び公債費などの義務的な経費に対して、地方税、地方交付税などの経常一般財源収入がどの程度充てられるかをみる指標。財政構造の弾力性を判断するものであり、この数値が低いほど弾力性が高いとされています。

(3) 将来の人口規模にあった公共施設等保有量への転換

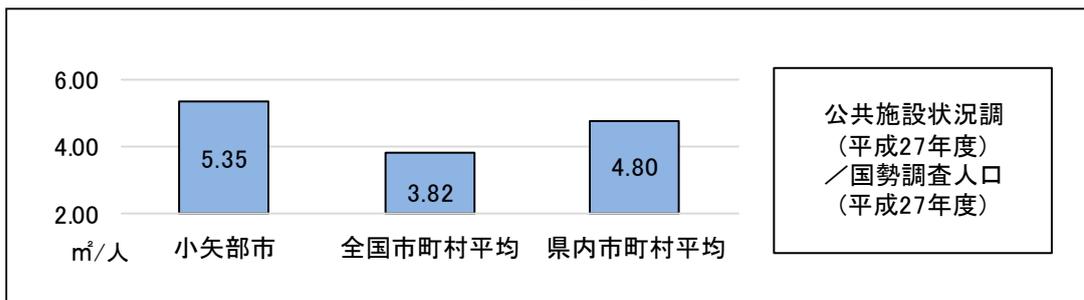
公共施設は、安定した行政サービスの提供と地域振興施策の展開に不可欠な施設ですが、全国の自治体と同様、本市の公共施設のうち多くは、高度経済成長期に建設された建物や道路、公園、上水、下水道施設等であり、老朽化に伴う維持管理費の増加及び大規模な改修への対応が喫緊の課題となっています。

本市の人口1人当たりの延床面積は、全国市町村平均及び県内市町村平均を上回る数値となっております。

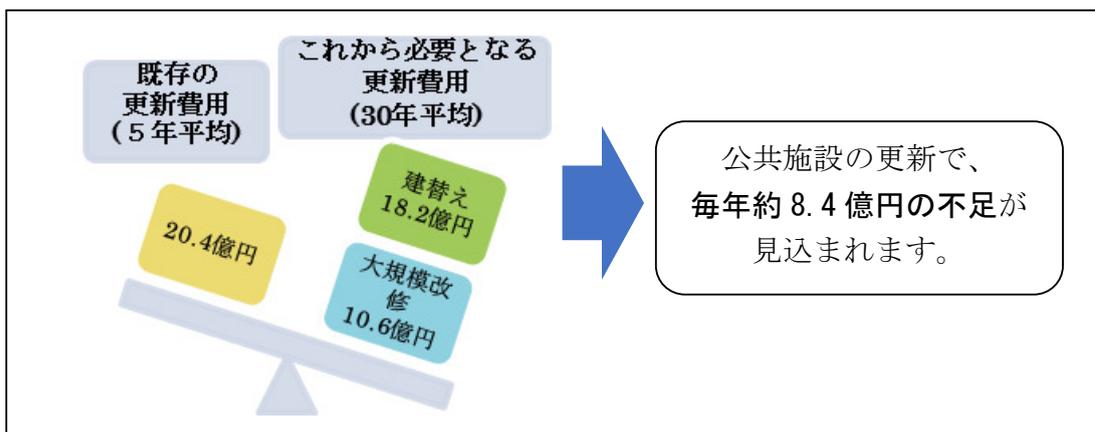
また、平成29年3月に策定した「小矢部市公共施設等総合管理計画」において、現在本市が保有する施設を同規模で更新とした場合の試算では、今後30年間の更新費用の総額は863.5億円となり、過去5年間に要した投資的経費と比較すると、毎年8.4億円の財源が不足する結果となりました。

今後も、人口減少や財政の縮小など、社会の動きが拡大から縮小に向かう中で、公共施設の統廃合を含めた機能的な再配置や、予防保全型維持管理への転換による長寿命化対策、また、民間の力を活かすことによる行政サービスの向上や税収増、経費の削減などを積極的に実施し、将来の人口規模にあった公共施設等の保有量へと見直しを図ることが急務となっています。（図16・17参照）

【図16 公共施設等の人口1人当たりの延床面積】



【図17 公共施設の更新経費の試算】



3 新たな行財政改革の必要性

本市は、より住みよい魅力あるまちとなるよう、第7次小矢部市総合計画（2019年度～2028年度）を策定し、まちづくりの基本テーマを「住んでみたい魅力かがやくまちづくり」「住み続けたい安心感あふれるまちづくり」「住んで良かった充実感つたわるまちづくり」と定め、「魅力・安心・充実 しあわせ おやべ」の実現に向けて、着実に取組みを進めていきます。

先に述べたとおり、人口減少による税収の伸び悩み、少子高齢化による社会保障費の増加、老朽化が進行する公共施設に対する更新費・維持費の増嵩などの厳しい財政状況や市政を取り巻く様々な諸課題の中で、総合計画の着実な実現を図るためには、それを支える安定した財政基盤を確立することが不可欠であり、そのための具体的方策が求められています。

また、地方創生に向けた取組や、新たな住民ニーズや制度にも対応できるような組織づくりが必要であるとともに、市民の主体的な行政参画を基本として、市民と行政とが共に課題解決に取り組む仕組みの確立とその推進が、ますます求められています。

本市を取り巻くこのような状況に的確に対応するためには、平成26年度策定の現「新行財政改革大綱」の成果を踏まえつつ、市民と行政とが力を合わせて取り組む行財政改革の新たな方向性と具体策を示す「第3次行財政改革大綱」の策定が求められています。

第2 第3次行財政改革の基本理念と基本目標等

1 基本理念

小矢部市政の目的は、「小矢部市総合計画」に掲げる将来像「魅力・安心・充実しあわせ おやべ」の実現に取り組み、「住んでみたいと思う魅力」「住み続けたいと思う安心感」「住んで良かったと思う充実感」をより一層実感できるまちを目指すことです。

小矢部市総合計画の実現にあたり、「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことができるよう、「行政サービスの向上」「財政健全化」の観点から、職員一人ひとりが現状に満足することなく、今まで以上に改革意識を持ち、改善・向上を目指して行財政改革に取り組みます。

また、「市民協働」の観点から、市民1人ひとりがまちづくりの主役であるという考えのもと、市民自らが積極的にまちづくりに参画し、市民と行政が一体となって自治体経営を支えるまちを目指します。

2 基本目標

改革の基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標及び11つの施策の下、46の取組項目を設定します。

基本目標1 小さな行政・質の高いサービスの提供

効率的な行財政経営と市民サービスの質的向上を目指します

<施策>

- (1) 事務事業の効率化・適正化
- (2) 公共施設マネジメントの推進
- (3) 民間活力の活用推進
- (4) 職員力の強化・組織力の向上

基本目標 2 持続可能な財政基盤の強化

徹底した歳出抑制と確実な財源確保による財政の健全化を目指します

<施策>

- (1) 健全財政の維持
- (2) 自主財源の確保及び創出

基本目標 3 市民協働の充実・推進

市民と行政との協働を推し進め、共につくるまちづくりを目指します

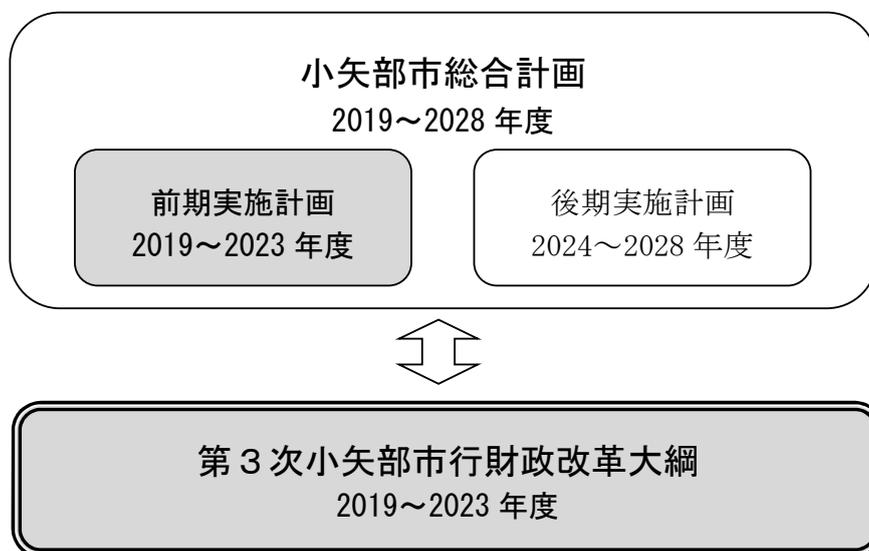
<施策>

- (1) 市民主体の活動支援の充実
- (2) 市政情報の共有化と透明性の確保
- (3) 住民負担の適正化
- (4) ICT(情報通信技術)の利活用
- (5) 市民満足度の向上

3 実施期間

本大綱の実施期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

【図 18 総合計画との関連図】



第3 行財政改革の推進体制と進行管理

1 推進体制

(1) 行財政改革推進本部

市長を本部長とする「行財政改革推進本部」を引き続き設置し、全庁を挙げて、推進に取り組みます。

(2) 実施計画の策定

新たな行財政改革においては、大綱の策定とともに、改革の具体的内容と実施時期を示す実施計画を定め、大綱の推進を図ります。

また、必要に応じて目標値を掲げ、その達成を目指します。

(3) 計画の公表・周知

行財政改革の実現のためには、市民の理解と協力が不可欠であり、大綱及び実施計画の内容について、十分な周知が必要と考えます。市ホームページ、出前講座など、様々な機会、方法を積極的に活用して市民に公表し、周知を図ります。

2 進行管理（進捗状況等の公表）

(1) 進捗状況等の公表周知

行財政改革の実施状況を毎年度確認し、その内容を、市広報、ケーブルテレビ、ホームページ、出前講座など、様々な機会、方法を積極的に活用して市民に公表し、周知を図ります。

(2) 市民による推進機関の設置

改革の進行状況を市民の視点から評価するとともに、改革の推進に向けて、市民の声を聞く場として、引き続き「行財政改革推進市民会議」を設置します。

